

弁護士は増えたけど・・・  
法曹人口問題について  
考える市民集会

報告書

主催 札幌弁護士会

日時 平成27年3月4日 18時

場所 札幌市教育文化会館



## はじめに

平成27年3月4日午後6時から札幌市教育文化会館において、札幌弁護士会主催で「弁護士は増えたけど・・・法曹人口問題について考える市民集会」を開催いたしました。本集会においては、法曹人口問題に関する議論状況について基調報告を行い、その後メインイベントであるパネルディスカッションを実施しました。

ところで、法曹養成制度改革顧問会議は、本年7月までに法曹人口問題等に関する調査結果を公表する予定です。同顧問会議やその前身組織である法曹養成制度改革検討会議においては、各界の有識者により法曹人口問題等についての議論が行われてきました。本集会においても、これら会議と同様に、労働組合、消費者団体、報道機関及び経済界から北海道在住の有識者の方々をパネリストとしてお招きした上で、法曹人口問題についての意見交換をしました。パネルディスカッションにおいては、これら有識者の方々から普段弁護士が考えたことがない着眼点からのご意見をいただくなど、法曹人口問題について多角的な見地から検討がなされ、大変実り多い意見交換となりました。

本集会の内容をより多くの方々に知っていただきたく、本報告書を作成いたしました。本報告書を契機として、より多くの方々に法曹人口問題について関心をもっていただければ幸いです。

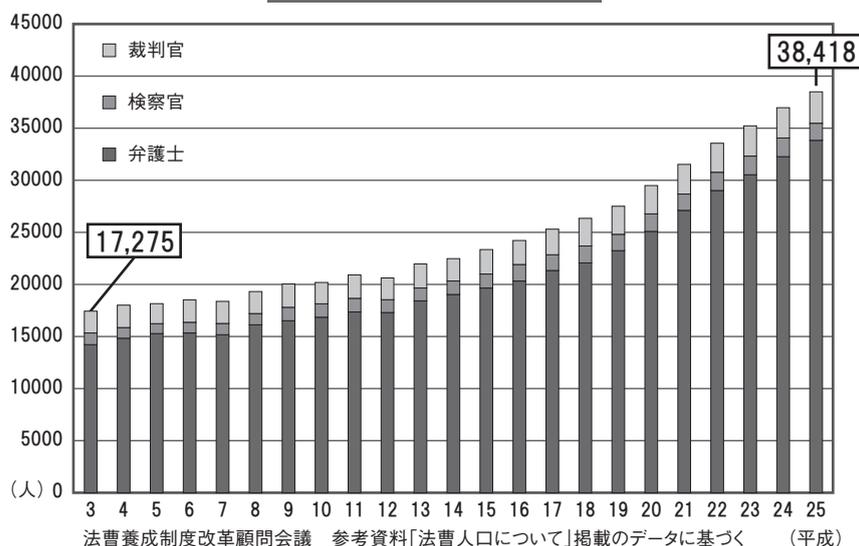
# 基調報告 法曹人口問題に関する議論状況

札幌弁護士会 司法改革推進本部 中原猛

平成13年6月12日、内閣に設置された司法制度改革審議会は、「司法制度改革審議会意見書」を公表しました。その基本理念は、事後救済型社会、国際化が進む社会が到来し、司法の役割が増大するというものです。

法曹人口について、意見書は、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。」としました。その後の法曹人口増加の推移は、下のスライドのとおりです。

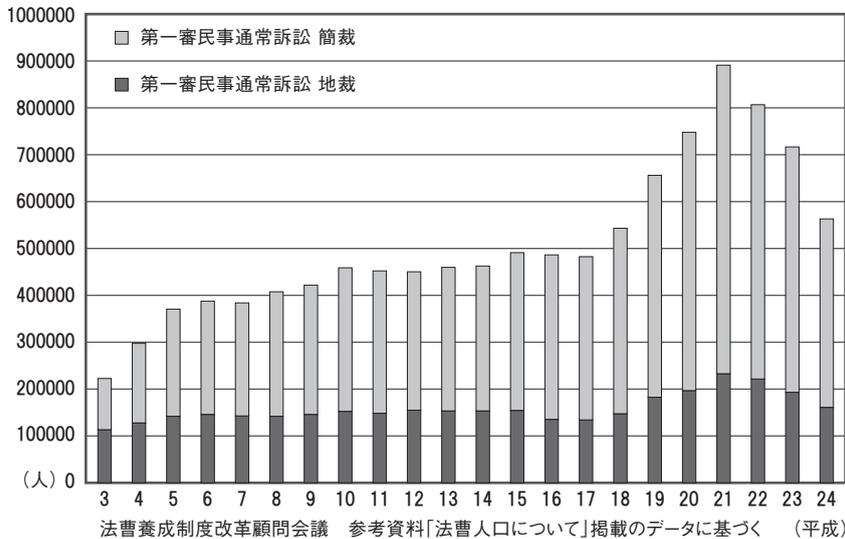
法曹三者の人口の推移



意見書は、今後、社会経済や国民意識の変化を背景として、法曹需要の量的増大・質的多様化、高度化が進むと予測していました。しかし、裁判所に訴えが提起された民事事件は、近年減少傾向にあります。平成18年から同23年頃の間、件数の増加がありますが、これは過払金返還訴訟の増加という一過性のものにすぎません。

また、意見書は、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争が増加すると予測していました。しかし、労働事件を除き、専門的知見を要する法的紛争の件数は、横ばい傾向にあります。さらに、意見書は、弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆるゼロ・ワン地域の解消）ということも述べていましたが、現在、ワン地域は1箇所残すのみとなっております。

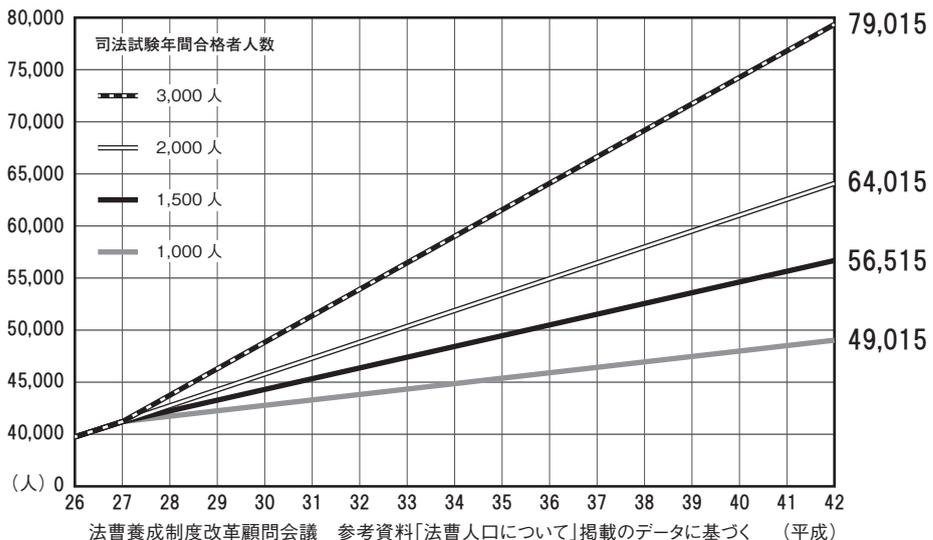
## 法曹に対する需要 ～裁判所の事件(民事事件)



総務省は、平成24年4月20日「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」を公表し、「現状の約2,000人の合格者数でも弁護士  
の供給過多となり、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念」と  
評価しました。

今後、司法試験合格者数が毎年1,000人となったとしても、法曹人口は、  
15年後には、現在より約1万人増加します。わたしたちは、法曹人口を増やすべ  
きではないとしているのではなく、法曹人口の増加ペースをゆるやかにすべきと  
主張しているのです。

## 今後の法曹人口についてのシミュレーション



# 法曹人口問題を考える パネルディスカッション

## パネラー

連合北海道事務局長	出村良平氏
北海道消費者協会専務理事	矢島 収氏
北海道新聞報道センター記者	立野理彦氏
札幌商工会議所副会頭	星野恭亮氏
札幌弁護士会会員	中村 隆氏
札幌弁護士会会員	愛須一史氏

## コーディネーター

札幌弁護士会会員	磯田健人氏
----------	-------

## Q1

法曹人口問題の現状について、思うところをお聞かせください。

**出村氏**：個人的には、自由競争や規制緩和がなじむ世界ではないと思う。最近では弁護士の数が増えて、その仕事がビジネス化している。労働問題はビジネスとしては割に合わない事件も多く、それを引き受ける弁護士や、ひいては経験のある弁護士が少なくなることを懸念する。弁護士が供給過剰であるということは概ね意見の一致するところかと思うが、司法制度のあるべき姿から考えることが必要ではないか。

**立野氏**：北海道新聞でも、当初は司法過疎の解消の観点から増員が望ましいという論調だったが、最近では法科大学院への進学者が減っていること、法科大学院も首都圏に集約する方向になっており地方で法曹を目指すのが難しくなっていることを踏まえて、少し抑制的にすべきではないかというトーンになってきている。

**星野氏**：法律問題は依然としてあるが、景気回復が広く実感できる情勢ではない中で会社も個人も懐が寂しくなっているために、訴訟に持ち込むことが難しくなっているように感じる。経済界としてもコンプライアンスの観点から弁護士への需要を喚起していきたいが、弁護士のほうでも社会の中に積極的に入っていき身近な存在になってほしい。

## Q2

弁護士に対する需要について、開拓が見込める分野はあるでしょうか。

**星野氏**:事件数統計に過払いバブルが強く影響していることを考えると、弁護士の数と事件の数とが相関すると考えない方がよい。もっとも、経済界の立場からは、弁護士の数は増えたものの、国際的な案件への対応力や知的財産権に関する問題への対応力を備えた質の高い弁護士は、首都圏に偏在していて地方では不足しているように思われる。実際、地方の企業は、トラブルに巻き込まれることを恐れて海外進出を躊躇している状態だと思う。専門性を備えた弁護士が地方に不足しているのであれば、首都圏の専門性のある弁護士と連携して案件に取り組んではどうか。

**中村氏**:専門性を備えた弁護士をどう育成していくかという問題がある。北海道を国際化していくのであれば、大学、財界、行政といった各界が一体となって人材養成をするシステムが必要だ。

**出村氏**:近年労働組合の組織率が下がっており、何かあっても個別的に解決しなければならないことが多い。労働審判の事件数も増えており、個別的労働関係の分野では潜在的な需要があるように思う。労働相談は非常に多い。しかし、弁護士に相談したり依頼したりするには、お金がかかる。だからといって弁護士にボランティアでやれということにも賛成できない。制度として国が支える形で、身近にしていくことが必要だ。

**矢島氏**:消費者相談の需要はあると思う。北海道立消費生活センターだけでも年間6,000件くらいの相談がある。ただ、そういった相談の中から弁護士の業務につながっていくものは極めて少ない。なぜなら、解決可能なものは消費生活センターのあっせんやADRの段階で、弁護士に相談する前に解決することが多いからである。そのため弁護士の需要には直接つながらない。

## Q3

弁護士に対する市民の需要は満たされているのでしょうか。

**立野氏**:大都市ではない地方の市民の弁護士へのアクセスについては、弁護士の数が増えたことがプラスになっていると思う。

**愛須氏**:弁護士会としての司法過疎に対する取り組みは、法曹人口が急激に増大する前から積極的に行ってきた。法律相談センターやひまわり基金法律事務所の設置、さらに各自治体の役場に出向いて定期的に相談会を開くことも行っている。その相談件数は、当初は1自治体で0~1件ということが多かったが、着実に相談件数は増えており、都市部ほどの数にはならなくても、間違いなくニーズはある。

## Q4

裁判官や検察官の人口は弁護士に比べるとほとんど増えていないのですが、この点に問題はないでしょうか。

**中村氏**:裁判所関係予算が少ない。司法国家を目指すという理念が浸透していないことが、金額に表れている。

**立野氏**:北海道には、裁判官が常駐しておらず、裁判官が月に1回、2~3日しか来ないという支部がたくさんある。そういう支部では、例えば吹雪などで裁判官が裁判所にたどり着けないということもあり、そうなると期日が自動的に1か月先延ばしになってしまう。

**出村氏**:労働審判について、札幌の裁判所ではできるが、支部(苫小牧・室蘭・岩見沢・小樽・岩内等)ではできないということは問題である。

## Q5

弁護士の競争が激化すると、弁護士費用が下がって、金額の小さい事件にも弁護士の供給が進み、かつ良質な弁護士が生き残っていくという考えについて、どう思いますか。

**矢島氏**:数が増えることによって、質が下がる懸念がある。スキルの面も問題だが、職業的な志が低くなることも懸念する。最近の法曹志望者には、社会的正義の実現とか社会的弱者の救済とかいったことよりも、普通の企業に就職するのと同じ感覚で志望している人が増えているのではないか。

**出村氏**:タクシー業界では、規制緩和でタクシーの数を増やしたら、運転手さんの賃金だけが下がってしまったことがあった。競争もある程度は必要だが、過度の競争になってしまうと疲弊だけが残る。弁護士も競争が過度に激化して報酬が安くなれば、件数を増やさないと食べていけなくなる。人間である以上、働ける量は決まっているので、件数をこなすために手を抜かざるを得ない。そうなれば社会正義の実現は弱くなってしまいう気がする。

**愛須氏**:競争の結果、良質なものが残る保証はない。市民が弁護士を利用するのは一生に一度あるかないか。その少ない機会に、本当の実力とは異なる広告に乗せられて弁護士に委任してしまうことはないだろうか。また、公益的活動への志も弁護士の質には含まれると思うが、それは競争だけで確保できるものではない。

## Q6

まとめのコメントをお願いします。

**出村氏**:司法制度改革で増やしてきた数のままいくのは、妥当ではない。他方で、弁護士がもっと身近なものになっていくことは必要。そのためには、弁護士費用を国が負担するなどの制度的な手当を要求していくことも考えるべきではないか。

**矢島氏**:法曹志願者は減ってきているので、放っておいても人口も落ち着くところに落ち着くのではないか。ただ、司法制度は日本社会に合った形に変えていく必要がある。司法制度は民主主義の基盤であり、社会正義を守る砦でもあるので、市場原理や自由競争といった観点だけで議論するのは乱暴だと思う。

**立野氏**:法曹の需要が増える見込みが外れて、増員ペースを減らす必要があることは、共通認識となっていると思う。他方で、弁護士の懲戒件数も増えていると聞く。悪い意味で競争の結果が出ているともいえる。弁護士には誠実に仕事をしてほしい。

**星野氏**:市民集会という企画は民主的であり好感を持った。このような活動を継続していれば必ず結果が出ると思う。経済界としても、弁護士の需要喚起を模索していきたい。

発行年月日 2015年5月1日

発行者 札幌弁護士会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7F

TEL 011-281-2428 WEB <http://www.satsuben.or.jp/>